

あきしん法人インターネットバンキングの不正な払出し被害の補償規定

(補償するサービス)

第1条

法人インターネットバンキング取引において、法人契約者ID（利用者番号）、利用者ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号、利用者ワнтаイムパスワード等または電子証明書の盗取等により行われた不正な資金移動等については、当金庫はお客様に対して当該不正送金の額およびこれに係る手数料・利息に相当する金額（以下「不正送金に係る損害」といいます）の補償を検討致します。

(補償限度額)

第2条

ご契約先が不正送金被害に遭われた場合には、1契約（1法人あたり）につき年間10,000千円を上限として補償を検討致します。

(補償の要件)

第3条

当金庫は次の各号の全て該当する場合に限り、補償を検討致します。

- (1) ご契約先が、不正な資金移動等の被害に気付いた後、当金庫に速やかに通知いただいていること。
- (2) 当金庫の調査に対し、ご契約先から十分な説明が行われていること。
- (3) ご契約先が不正な資金移動等の被害に気付いた後、速やかに警察署に被害を届けて、警察署への被害事実等の事情説明を行い、その捜査に協力していること。
- (4) ご契約先が当金庫の依頼により、振込先金融機関に対して組戻し請求手続きを行っていること。
- (5) 次に定めるセキュリティ対策を講じていること。
 - ① 端末に関し、基本ソフト（OS）やブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新していること。
 - ② 端末にインストールされている各種ソフトウェアで、メーカー等のサポート期限経過した基本ソフトやウェブブラウザ等の使用を行わないこと。
 - ③ 端末にセキュリティ対策ソフトを導入するとともに、最新の状態に更新した上で稼働していること。
 - ④ 端末の盗取・紛失等を生じさせないよう安全に管理し、利用者権限を有する者以外による端末の操作をおこなわせないこと。
 - ⑤ 端末を第三者に貸与・譲渡または担保差し入れしないこと。

- ⑥パスワード等を厳格に管理し、定期的にこれを更新すること。
- ⑦当金庫が指定した正規の手順以外で電子証明書の利用を行わないこと。
- ⑧振込・振替依頼の受付結果など当金庫が契約先の登録アドレスに宛てて送信した電子メールを受信し、この内容を確認していること。
- ⑨登録したアドレスが変更となった場合は、速やかに変更登録を行うものとし、また、当金庫が送信するメールが迷惑メール等として不着とならないよう必要な措置を講じていること。
- ⑩端末の改造等（システムファイルの改変等）を行わないこと。

（補償期間）

第4条

当金庫が当該対象者から不正払戻被害について届出を受理した日の30日前以降、同受理日の翌営業日の午後12時までの期間

（補償しない場合）

第5条

当金庫は、次のいずれかに該当する場合には補償致しません。

- （1）不正な資金移動等が行われたことについて当金庫が善意・無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ①ご契約先が法人および個人事業主の場合は、契約者の従業員等の関係者の犯行または契約者の従業員等関係者が加担した不正な取引である場合
 - ②ご契約者が個人事業主の場合は、契約先の配偶者・二親等以内の親族・同居の親族・その他の同居人、または家事使用人による不正な取引である場合
 - ③第三者からの指示または脅迫に起因して生じた損害である場合
 - ④ご契約先が、被害状況について当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- （2）戦争、暴動、地震等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動が行われた場合

（重過失となりうる場合）

第6条

当金庫は、次のいずれかに該当する場合には、原則として補償致しません。

- （1）ご契約先が、正当な理由なく、他人にパスワード等を公開し、あるいは安易にハードウェアトークン等を渡した場合
- （2）ご契約先が端末を盗難・紛失した場合、パスワード等を端末に保存していた場合など、パスワード等を他人に容易に奪われる状態に置いていた場合

- (3) 当金庫が注意喚起しているにもかかわらず、ご契約先が注意喚起された方法で、メール型のフィッシングに騙されるなど、不用意にパスワード等を入力した場合
- (4) 当金庫が指定した正規な手順で電子証明書を利用していない場合
- (5) セキュリティ対策ソフトを利用していない場合
- (6) その他、上記と同程度の著しい注意義務違反が認められた場合

(部分補償)

第7条

ご契約先の利用環境やセキュリティ対策の対応状況および以下の過失内容等を十分検証した上で、補償の減額または補償しない場合があります。

- (1) 当金庫が指定する推奨環境で利用していない場合
- (2) 当金庫が注意喚起しているにもかかわらず、フィッシング画面等へ不用意にID・パスワード等の本人確認情報を入力した場合
- (3) その他、上記と同程度の注意義務違反が認められた場合

(補償対象外)

第8条

不正送金が、ご契約先またはご契約先と同視できる第三者に振込が行われている場合には、この振込を行った額の限度において、補償は行わないものとします。

また、ご契約先が、不正送金を行ったものから損害の賠償または不当利益の返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(払戻請求権の消滅)

第9条

当金庫が不正送金にかかる損害の補償を行った場合には、当該補償を行った金額の限度において、不正送金の支払い原資となった預金の払戻請求権は消滅します。

(請求権の代位取得)

第10条

当金庫が不正送金に係る損害の補償を行った時は、当金庫は、当該補償を行った金額の限度において、盗取された番号等により不正送金を行った者その他の第三者に対してご契約先が有する損害賠償請求権または不当利益返還請求権を取得するものとします。

以 上

(平成28年5月1日制定)